

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

津商工会議所が立地する地域（以下「地区内」という。）である旧津市・旧久居地域に及ぼす地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月に公表）から理論上過去最大クラスの南海トラフ地震が想定され、津市の最大震度は震度 7 と想定した場合、地区内における津波は白塚漁港（白塚地区）では最大 3.4 m、志登茂川 3.5 m、岩田川 3.3 m、御殿場海岸 3.2 m、雲出鋼管町 3.4 m と想定している。また、旧津地区では、海岸線沿の低平な土地（海拔 2～4 メートルほど）に人口が密集しており、主として砂や粘性土よりなる地盤から液状化しやすい土地であり、河川の氾濫、津波などによる人的、建物被害は甚大が想定されている。

一方、久居地域及び高茶屋地域は砂礫質台地で、標高 15～20 メートル以上のところにあり、津波の心配はないが、川沿いや山間部に所在している地域にあつては、崖崩れなどの懸念がある。

【津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」 地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）】

想定項目		津市 全城	津 地域	一身田	橋北	敬和	橋南	西橋内	西郊	南ヶ丘	南郊	久居 地域	立成・桃園	誠之・成 美・戸木	栗葉・柳原
最大震度		震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7	震度 7
液状化危険度		極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い	極めて高い
建物被害 全壊棟数	揺れ	23,949 棟	14,025 棟	1,915 棟	1,400 棟	922 棟	2,853 棟	2,523 棟	1,967 棟	298 棟	1,848 棟	3,284 棟	707 棟	1,754 棟	823 棟
	液状化	741 棟	621 棟	134 棟	81 棟	59 棟	137 棟	125 棟	21 棟	5 棟	58 棟	7 棟	4 棟	2 棟	1 棟
	土砂災害	177 棟	33 棟	3 棟	2 棟	0 棟	2 棟	1 棟	20 棟	1 棟	1 棟	14 棟	1 棟	1 棟	12 棟
	津波	6,934 棟	6,306 棟	154 棟	649 棟	1,960 棟	2,589 棟	121 棟	1 棟	12 棟	821 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	計	31,801 棟	20,986 棟	2,205 棟	2,132 棟	2,941 棟	5,581 棟	2,769 棟	2,008 棟	315 棟	2,728 棟	3,305 棟	712 棟	1,758 棟	836 棟
火災被害	総出火件数	62 件	40 件	5 件	4 件	3 件	8 件	7 件	6 件	1 件	5 件	8 件	2 件	4 件	2 件
	焼失件数	5,378 棟	4,128 棟	468 棟	426 棟	199 棟	1,283 棟	813 棟	427 棟	126 棟	350 棟	517 棟	108 棟	360 棟	50 棟
人的被害	死者数	2,118 人	1,463 人	208 人	230 人	66 人	256 人	144 人	102 人	17 人	427 人	145 人	33 人	78 人	35 人
	負傷者数	10,720 人	5,876 人	1,058 人	661 人	273 人	1,082 人	856 人	883 人	140 人	746 人	1,375 人	290 人	743 人	342 人
	重傷者数	2,620 人	1,508 人	263 人	159 人	93 人	291 人	252 人	198 人	30 人	192 人	312 人	68 人	168 人	76 人
	要救助者数	1,430 人	1,411 人	65 人	604 人	104 人	246 人	354 人	3 人	7 人	29 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	避難者数	103,557 人	78,338 人	15,234 人	12,438 人	7,967 人	19,569 人	8,255 人	3,921 人	1,379 人	8,642 人	7,096 人	1646 人	3,959 人	1,491 人
ライフライン支障	上水道 (断水人口)	279,500 人	159,997 人	25,834 人	20,723 人	8,023 人	25,512 人	16,424 人	24,879 人	6,582 人	20,453 人	43,968 人	9,961 人	24,700 人	9,308 人
	下水道 (支障人口)	32,895 人	29,118 人	4,798 人	4,294 人	2,672 人	5,805 人	3,087 人	2,660 人	1,226 人	4,080 人	578 人	175 人	403 人	0 人
	電力 (停電件数)	120,308 軒	57,971 軒	9,608 軒	6,010 軒	3,468 軒	8,977 軒	5,740 軒	10,124 軒	1,708 軒	7,869 軒	17,960 軒	3,763 軒	9,683 軒	4,514 軒
	通信 (不通回線数)	78,679 回線	48,554 回線	7,959 回線	6,047 回線	2,939 回線	9,842 回線	5,683 回線	6,428 回線	1,344 回線	6,317 回線	10,104 回線	2,224 回線	5,803 回線	2,077 回線
	ガス (支障戸数)	40,737 戸	28,020 戸	6,100 戸	3,427 戸	1,065 戸	3,980 戸	2,890 戸	3,818 戸	882 戸	4,608 戸	9,556 戸	1,753 戸	6,565 戸	1,238 戸

被害の様相（過去最大クラス）

建物被害（全壊）	建物被害（半壊）	死傷者数	避難者数
5,645 棟	36,783 棟	3,278 人	61,860 人

※世帯数 123,454 人口 282,194 (H28 年 3 月時点)

ライフライン被害の想定

	直後	一週間後	1 か月後
断水率	1 0 0 %	7 0 . 2 %	1 1 . 8 %
停電率	8 2 . 6 %	3 . 9 %	2 . 3 %
不通回線率	8 3 . 2 %	2 . 3 %	2 . 3 %

(地震防災マップ)

津市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される被害量を算出し、地震防災マップを作成している。

また、地区内全体において、液状化の危険度が極めて高いと想定されている。伊勢湾に面する海岸地域では、津波の到達が地震発生から 1 時間程度、最大浸水深 5 m と想定されている。

(洪水ハザードマップ)

津市の洪水ハザードマップについては、河川（相川・天神川、安濃川・岩田川、雲出川、志登茂川）の想定最大規模で作成している。

(土砂災害ハザードマップ)

当地区内で作成している土砂災害マップは、旧久居市の榊原地区、誠之・成美・立成・桃園・戸木地区で作成されているが、非常に限定的であるものの榊原温泉旅館等が位置する榊原地区は山林が多く、土砂災害の可能性が比較的高い地域である。

(感染症)

新型インフルエンザは 1 0 年から 4 0 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等の数 8, 4 1 8 者
- ・小規模事業者数 5, 7 1 7 者

業種		商工業者数 (者)	内、小規模事業者数 (者)	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	682	464	
	製造業	437	297	
	電気・ガス・熱供給・水道業	42	29	
	情報通信業	114	78	
	運輸業、郵便業	149	101	
	卸売業	572	389	
	小売業	1, 451	987	
	金融業、保険業	254	173	
	不動産業、物品賃貸業	411	279	
	学術研究、専門・技術サービス業	478	325	
	宿泊業	38	26	
	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	887	603	

生活関連サービス業	619	421	
娯楽業	76	51	
教育、学習支援業	411	279	
医療、福祉	796	541	
複合サービス業	52	35	
サービス業(他に分類されないもの)	949	639	

(3) これまでの取組

1) 津市の取組

・津市地域防災計画

津市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、津市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた津市地域防災計画を策定している。

当該計画は、防災訓練の実施による対策の見直しや関係機関の対応状況、他地域における災害発生状況等を踏まえ、より実践的なものとなるよう毎年見直しを行っている。

・津市業務継続計画

津市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地域災害や、集中豪雨による水害等、危惧される大規模災害に対し、非常時優先業務をあらかじめ特定するとともに、人や物などの必要な資源の確保、資源制約下でいかに非常時優先業務を行っていくかを定めた津市業務継続計画を平成30年3月に策定している。

・津市災害時受援計画

津市は、大規模災害時において、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定している。

・防災訓練の実施

津市は、地震や大型台風といった大規模災害を想定し、陸上自衛隊、三重県等関係機関との連携のもと、津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練を実施している。

また、津市では、自主防災組織等の地域住民が実施する訓練に参加、協力を行っている。

・防災備品の備蓄

津市は、災害時における「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、自分自身の命は自分自身で守るという「自助」の取組のひとつとして、食料、飲料水、簡易トイレ、常備薬等の備蓄を行うことを、市民に対して啓発を行っているほか、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の取組への支援のひとつとして、地域の防災力を強化するための防災資機材整備や、防災活動に要する費用の補助を行っている。

2) 当会議所の取組

- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品(簡易トイレ)の備え
- ・津波避難ビル、津波避難協力ビルへの協力及び周知
- ・損保会社等と連携した損害保険への加入促進

連携先名称（最寄りの支社等）	連絡先
三重県中小企業共済協同組合	059-228-7128
東京海上日動㈱三重支店津支社	059-224-0221
あいおいニッセイ同和損害保険㈱三重支店	0059-228-5121
三井住友海上火災保険㈱三重支店三重支社	059-227-1274

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出所させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

III 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会議所と津市との間における被害情報の報告、共有ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和7年 4月 1日～ 令和12年 3月31日）

- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営改善普及事業による小規模事業者への巡回経営指導や窓口指導時に、経営指導員等がハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明し、事業継続力強化を啓発する。

- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会議所は、令和5年3月事業継続計画を作成している（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社と協力し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催をする。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認し、伴走的に支援する。
- ・津市防災会議に参加し、状況確認や改善点等について最新の情報の共有を行う。

5) 当該計画に係る内容の確認

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、三重県及び津市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一とし、職員自身の安全確保に配慮する。その上で以下の手順で管轄地域内の被害状況を速やかに把握し、津市と共有し三重県へ報告する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と津市で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、津市における感染症対策本部設置に基づき、当会議所による感染対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・二次被害を防止するため、当会議所と津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【災害例】

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、より詳細な被害額調査を行う。

【被害規模の目安】

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害情報がない

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
・本計画により、当会議所と津市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

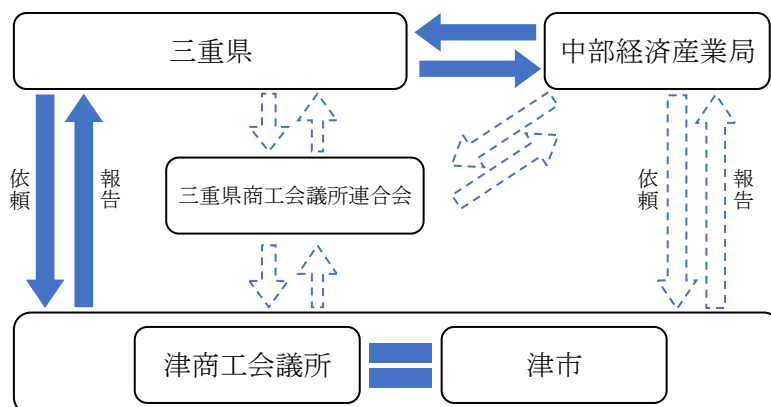
発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
２週間～１カ月	１日に１回共有する
１カ月以降	２日に２回共有する

・津市で取りまとめた、「例：津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会議所と津市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会議所と津市が共有した被害情報について三重県の指定する方法にて当会議所又は津市から三重県へ報告(メールまたはFAX)する。
- ・三重県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。(三重県から指示のあった場合は、その指示による。)
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途より詳細な被害額調査を行う。

【連絡体制図】



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、津市と相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、三重県、津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

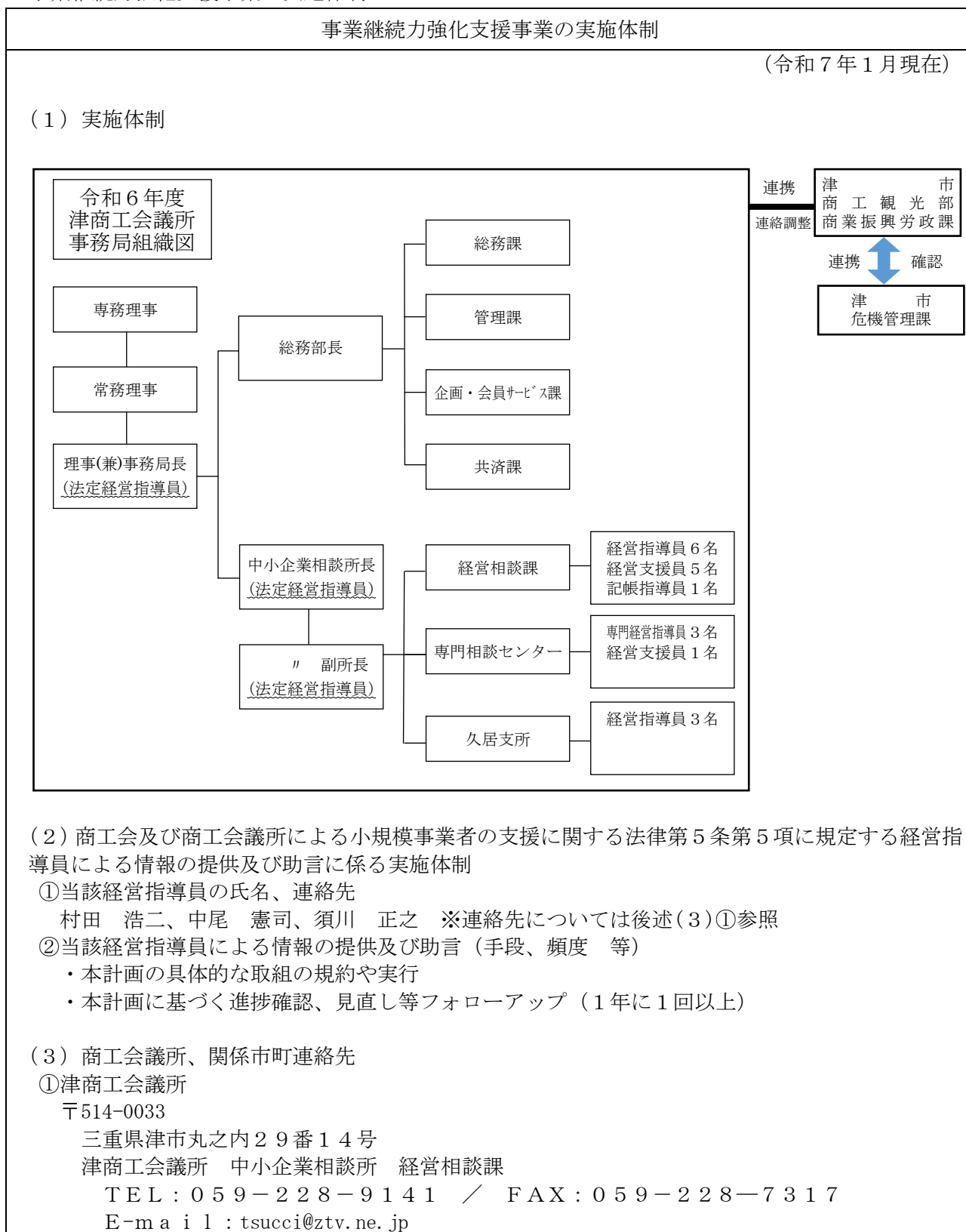
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、市町、全国の団体等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②津市

〒514-8611

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市商工観光部商業振興労政課

TEL : 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 1 4 / FAX : 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 5

E-mail : 229-3114@city.tsu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費 ・ 協議会運営費 ・ パンフレット、チラシ 作製費 ・ 防災、感染症対策費 ・ セミナー開催費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津市補助金、三重県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	